

肝がん・重度肝硬変医療費助成制度

1 制度の目的

HBV・HCVへの感染を原因として、肝がんや重度肝硬変（非代償性肝硬変）に進行することがあります。

肝がんや重度肝硬変により高額な医療費を繰り返し負担している方について、費用助成により治療を受けやすくするとともに、最適な治療を選択できるようにするための研究促進を目的としています。

2 概要

申請に基づき県から対象者に参加者証を交付し、対象医療費を助成しています。

HBV・HCVが原因の肝がんや重度肝硬変で繰り返し高額な医療を受けている方は、医療機関や県にご相談ください。

対象者	次のすべてを満たす方が対象です。	
	①広島県に住民票がある。	
	②医療保険に加入しており、次のいずれかの区分に該当する。	
	年齢	高額療養費制度上の適用区分
	70歳未満	工または才
	70歳以上	一般 または 住民税非課税等
③過去12月以内に2月以上高額療養費算定基準額を超えた。 例：令和4年12月に申請したい場合 令和4年1月～令和4年11月の間に2月以上高額医療があれば申請可能。 ※対象医療だけで計算してください。		
④HBV・HCVによる肝がん・重度肝硬変と診断された。		
⑤広島県の認定基準に適合する。		

対象医療	<p>HBV・HCVによる肝がん・重度肝硬変の治療に係る、次すべてに当てはまる医療。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険適用の医療。 ②入院関係医療 または 外来関係医療* <p>* 分子標的薬、肝動注化学療法または粒子線治療と、これらの医療を受けるために必要な医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ③県指定の医療機関・薬局で受けた医療。
助成期間	<p>1年間または直近の7月末日まで。 (要件を満たす場合、更新ができます)</p> <p>ただし、助成期間かつ過去12月以内に高額療養費算定基準額に達する医療を受けた月数が3月目以降の場合に助成を受けられます。</p>
自己負担額	<p>ひと月あたりの自己負担限度額は1万円です。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 複数の医療機関を受診したときや月の途中で保険証が変わったときなど、1万円を超える場合があります。 * 助成対象外の医療がある場合には1万円以上支払うことになります。
助成方法	<p>○入院治療 原則として、窓口で助成を受けられます。 (支払額が1万円までになります)</p> <p>ただし、複数の医療機関を受診した場合や対象外の医療も受けている場合は、この金額でない場合があります。</p> <p>○外来治療 窓口では通常のとおり支払い、後日、県に償還払い請求(51ページ)してください。</p>
その他	<p>他の都道府県にお住まいの方は、その都道府県で助成が受けられるので、各都道府県にお問い合わせください。</p>

3 助成を受けるための手続きなど

(1) 参加者証交付までの流れ

新規

まずは医療記録票を入手し、記録してください。

【ステップ1】高額な対象医療を受けた月数：0～1回

医療機関・県庁・県保健所（支所）



- ②受診、
記録票提出
③記録票記入



- ①記録票※交付

記録票をチェック！

過去 12 月以内に 2 月以上
高額な対象医療を受けると、
交付申請ができます。
⇒ステップ2へ

※ 記録票は県ホームページから印刷もできます。

広島県 肝がん・重度肝硬変	
---------------	--



令和 4 年 12 月に申請したい場合、令和 4 年 1～11 月の間に高額療養費算定基準額に達する医療を 2 月以上受けたら申請できます。月数は医療記録票で確認するか、医療機関などに相談ください。

【ステップ2】高額な対象医療を受けた月数：2回～



- ④臨床調査個人票
記入・交付



本人

- ⑤交付申請

- ⑧参加者証発行

- ⑦照会・回答

保険者



※ 申請から交付までに 2～4か月かかります。

○ 新規申請に必要な書類

書類の種類（全員必要なもの）	入手先
① 様式第1号 交付申請書	県庁業務課、 県保健所 (支所)
② 様式第2号 臨床調査個人票及び同意書 ・臨床調査個人票は指定医療機関で記載します ・同意書は原則として患者本人が書いてください	
③ 様式第9-1、2号 医療記録票のコピー	
④ 所得区分照会に係る同意書	
⑤ 健康保険証のコピー	—
⑥ 限度額適用認定証 または 限度額適用・標準負担減額認定証のコピー*	—
⑦ 患者本人に関する記載のある住民票の写し ・個人番号のないもの ・取得から概ね3か月以内のもの	お住まいの 市(区)役所、 町役場
(⑧ 月額管理票のコピー) ・肝炎治療受給者証を持っている場合のみ	—

* 70歳以上で所得区分「一般所得」の場合、⑥は省略可能です。

交付決定した方には、県から参加者証を送付します。肝がんや重度肝硬変に関する治療を受ける際に必ず医療機関や薬局に提示してください。

参加者証を忘れたり外来治療を受けたりして自己負担額より多く支払った場合、次のページの償還払い請求をしてください。

* 外来治療は窓口では助成を受けられず、必ず償還払いとなるのでご注意ください。



更新

高額な対象医療を受けた月数が2月以上あれば
更新申請ができます。

参加者証有効期間

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----



この間に高額療養費算定基準額に達する対象医療を受けた
月数が2月以上あることを確認してください。

○ 更新申請に必要な書類

新規申請と同じ書類の内、臨床調査個人票以外を提出してください。
申請は、県庁または県保健所（支所）で受け付けています。

（2）償還払い請求（医療費支給申請）

償還払い請求に必要な書類は次のとおりです。

書類の種類	入手先
①様式第10号 償還払い請求書	県庁、県保健所(支所)
②健康保険証のコピー	—
③参加者証のコピー	—
④様式第9-1、2号 医療記録票のコピー	—
⑤領収書（コピー可） ・対象外の医療も含む請求月のもの全て	医療機関、薬局
⑥保険点数などが記載された書類 (診療明細書など) (コピー可)	医療機関、薬局
⑦振込先金融機関の口座が分かる書類 (預金通帳のコピーなど)	—
⑧委任状(申請者と口座名義人が違う場合)	県庁、県保健所(支所)
⑨ 月額管理票のコピー) ・肝炎治療受給者証を持っている場合のみ	—

参加者証を忘れたり外来医療を受けたりして自己負担額より多く払った金額については、県に請求（償還払い請求）することで返ってきます。

外来治療は窓口では助成を受けられず、必ず償還払いとなるのでご注意ください。

ただし、対象医療に係る費用を県で計算して支払うため、請求額と返金額は異なる場合があります。

(3) その他の手続き

手続きの種類	申請・届出書類	添付書類
受給者情報の変更 (氏名、住所、医療保険)	様式第3号 変更届	参加者証（原本） 変更内容を証明する書類
参加者証の紛失・破損 ・汚損など	様式第5号 再交付申請書	参加者証（原本） ※紛失の場合は不要
本事業への参加を止めるとき	様式第7号 参加終了申請書	参加者証（原本）

(1)～(3)の申請に必要な様式は、県ホームページからも入手できます。

広島県 肝がん・重度肝硬変



肝がん・重度肝硬変医療費助成制度の申請・お問合せ先

県庁薬務課肝炎対策グループ（☎082-513-3078）

県保健所（支所）（68ページ参照）